

長崎県建設工事執行規則 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第9条 略	第1条～第9条 略
(契約の不締結) <u>第9条の2 落札者が、契約締結の日の前日までの間ににおいて、長崎県建設工事の指名基準(平成8年長崎県告示第1111号の2)に抵触した場合又は入札公告に定める入札参加資格要件のいざれかを満たさなくなつた場合、契約を締結しない。</u> この場合、落札者に損害が生じても、長崎県は一切の損害賠償の責めを負わない。 <u>2 契約担任者は、前項の規定により契約を締結しない場合、直ちに、落札者にに対して、契約不締結通知書(様式第5号の2)によりその旨を通知しなければならない。</u> <u>3 契約担任者は、第1項の規定により契約を締結しない場合、当該工事を再度の競争入札に付するものとする。</u>	第10条～第12条 略
第10条～第12条 略	(下請負人の通知) <u>第12条の2 受注者は、工事の一部を第三者に請け負わせる場合において下請負人を決定したときは、直ちに、契約担任者に対して、当該下請負人の商号又は名称その他の必要な事項を下請負人報告書(様式第5号の3又は様式第5号の4)又は設計図書(当該工事の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に定める施工体系図により通知しなければならぬ。</u> <u>第13条以下 略</u>

様式第3号(第6条関係)	改正案	現行
様式第3号(第6条関係)		
入札執行通知書	入札執行通知書	入札執行通知書
年月日 様	年月日 様	年月日 様
知事 かいじょ 印	知事 かいじょ 印	知事 かいじょ 印
工事の入札を行いますので、下記事項を留意のうえお集まり下さい。	工事の入札を行いますので、下記事項を留意のうえお集まり下さい。	工事の入札を行いますので、下記事項を留意のうえお集まり下さい。
	記	
1~21 略	1~21 略	1~21 略
22 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。	22 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。	22 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
23 落札者が、契約締結の日の前日までの間ににおいて、指名基準に抵触した場合、契約を締結しない。	23 落札者が、契約締結の日の前日までの間ににおいて、指名基準に抵触した場合、契約を締結しない。	23 落札者が、契約締結の日の前日までの間ににおいて、指名基準に抵触した場合、契約を締結しない。
備考 この通知書は、入札時に工事費内訳書の提出を求めるない工事において、最低制限価格を設定する場合に使用する。	備考 この通知書は、入札時に工事費内訳書の提出を求めるない工事において、最低制限価格を設定する場合に使用する。	備考 この通知書は、入札時に工事費内訳書の提出を求めるない工事において、最低制限価格を設定する場合に使用する。
※ 工事費内訳書を提出する場合には、工事費内訳書取扱要領を参照すること。	※ 工事費内訳書を提出する場合には、工事費内訳書取扱要領を参照すること。	※ 工事費内訳書を提出する場合には、工事費内訳書取扱要領を参照すること。

改 正 案		現 行	
様式第3号の2 (第6条関係)		様式第3号の2 (第6条関係)	
入札執行通知書	入札執行通知書	年 月 日	年 月 日
様	様	印	印
知事 かいじ 長	知事 かいじ 長	記	記
工事の入札を行いますので、下記事項を留意のうえお集まり下さい。		工事の入札を行いますので、下記事項を留意のうえお集まり下さい。	
<p>1～22 略</p> <p>23 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事であること。</p> <p>24 落札者が、契約締結の日の前日までの間ににおいて、指名基準に抵触した場合、契約を締結しない。</p>		<p>1～22 略</p> <p>23 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事であること。</p> <p>24 この通知書は、低入札調査基準価格を設定する場合に使用する。</p>	
<p>備考 この通知書は、低入札調査基準価格を設定する場合に使用する。</p> <p>※ 工事費内訳書を提出する場合には、工事費内訳書取扱要領を参照すること。</p>		<p>備考 この通知書は、低入札調査基準価格を設定する場合に使用する。</p> <p>※ 工事費内訳書を提出する場合には、工事費内訳書取扱要領を参照すること。</p>	

改 正 案	現 行
<p><u>様式第5号の2 (第9条の2関係)</u></p> <p>契約不締結通知書</p> <p>様</p> <p>第 <u> </u>号 年 <u> </u>月 <u> </u>日</p> <p>知事等 <u> </u>印</p> <p>契約不締結通知書</p> <p>さきに落札決定しました下記工事については、契約を締結しないことを通知します。</p> <p>記</p> <p>1. 工事番号 2. 工事名 3. 契約を締結しない理由</p>	